

# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万丰路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

## Topic-1

最高人民法院知識産権法廷年度報告（2025）の発表

## Topic-2

最高人民法院知識産権法廷裁判要旨（2025）の発表

## Topic-3

懲罰的賠償の適用に関する解釈の発表

## Topic-4

国家知識産権局（CNIPA）からの公表

## 最高人民法院知識産権法廷年度報告（2025）の発表

2026年1月、中国最高人民法院知識産権法廷は、「最高人民法院知識産権法廷年度報告（2025）」を発表した。以下は付録にある各種統計データを紹介する。

### 【案件の基本データ】

2025年には、技術関連知的財産権案件及び独占禁止案件を4679件（内訳：新規受理2663件、既存案件2016件）受理した。



図1 2025年法廷審理案件概況

### 【民事案件の分類データ】

2025年に新規受理した民事二審実体案件は972件で、うち特許等専利権紛争674件、植物新品種紛争283件、独占禁止関連紛争32件、集積回路関連紛争3件、その他の紛争25件が含まれる。

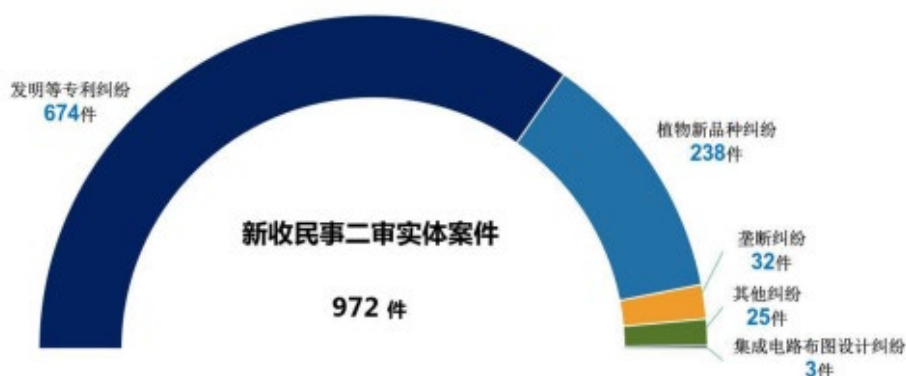


図2 2025年法廷新規民事二審実体案件の分類

### 【行政案件の分類データ】

2025年に新規受理した行政二審実体案件は1292件で、うち特許出願拒絶査定不服審判行政紛争223件、特許権無効審判行政紛争393件、実用新案出願拒絶査定不服審判行政紛争19件、実用新案権無効審判行政紛争397件、意匠権無効審判行政紛争198件、植物新品種行政紛争3件が含まれる。

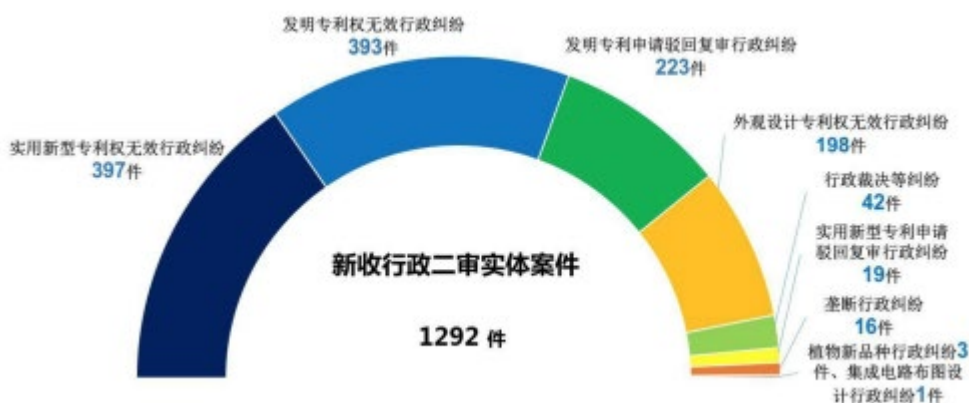


図3 2025年法廷新規行政二審実体案件の分類

### 【結案方式データ】

2025年に結案件数は3146件で、原審判決維持結案が1957件（62.2%）、訴え取下げ結案が531件（16.9%）、調停（民事調停調書発行）結案が159件（5.1%）、原審判決逆転結案が471件（15.0%）、その他の方式による結案が28件（0.9%）であった。



図4 2025年法廷結案方式

2025年に審理完了の1281件の民事二審実体案件において、原審判決維持結案が465件（36.3%）、訴え取下げ結案が320件（25.0%）、調停方式結案が159件（12.4%）、原審判決逆転結案が337件（26.3%）であった。



図5 2025年法廷民事二審実体案件結案方式

2025年に審理完了の1473件の行政二審実体案件において、原審判決維持結案が1212件（82.3%）、訴え取下げ結案が137件（9.3%）、原審判決逆転結案が117件（逆転率7.9%）であった。



図6 2025年法廷行政二審実体案件結案方式

### 【涉外・香港マカオ台湾関連案件の状況】

2025年に新規受理した涉外・香港マカオ台湾関連案件は449件で、全新規受理案件の16.9%を占めた。うち涉外案件431件（16.2%）、香港マカオ台湾関連案件18件（0.7%）；民事案件190件、行政案件259件。審理完了の涉外・香港マカオ台湾関連案件は492件（前年比15.8%増加）で、結案総数の15.6%を占めた。



図7 2025年法廷涉外・香港マカオ台湾関連案件

出所：<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/487581.html>（中国語）

<https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-5636.html>（英語）

## 最高人民法院知識産権法廷裁判要旨（2025）の発表

2026年4月22日に、最高人民法院知識産権法廷は、最高人民法院知識産権法廷裁判要旨（2025）を発表した。計159条の裁判要旨には、専利権にかかる案件は以下の通りである。

### 【専利権付与・無効にかかる案件】

1. ブロックチェーンアルゴリズムに係る技術方案が特許保護の対象となるか否かの認定
2. 遺伝子工学に係る特許の十分な開示の判断
3. マーカッシュクレームの補正要件違反（新規事項追加）の判断
4. タンパク質配列変異体に係るクレームがサポート要件を満たすかの判断
5. 必須技術的特徴の欠如の判断
6. 異なる技術方案の優先権をそれぞれ確認
7. 国内優先権に対する職権による確認
8. 先行技術を否認する場合の立証責任
9. 先行技術の認定基準；WeChatのタイムライン情報が先行技術を構成する場合の立証責任
10. 標準化団体による提案の公開時期の認定
11. より優れた効果を証明するための補充実験データの受理
12. 命名が異なる技術的特徴が区別技術的特徴を構成するか否かの認定
13. 複数の成分の含有量に係る技術内容の技術的特徴の認定
14. 「発明点」についての技術的示唆の認定
15. 進歩性判断における「容易に想到し得る」の認定
16. 技術的示唆の全体的な判断
17. 改良動機の認定
18. 技術偏見の克服の認定
19. 技術的手段の積み重ね・再構成型技術方案の進歩性判断；一部の特許権共有者が出廷を拒否した場合の取扱い；有効な域外送達認定
20. 化合物の用途に係る特許の進歩性判断における最も近い従来技術の選定と技術的示唆の認定
21. 化合物分野における進歩性判断における予期し得ない技術的効果の認定
22. 化合物の結晶形態に係る特許の進歩性判断における技術的効果の考量及び立証責任
23. 漢方処方特許に対する進歩性の判断
24. 誠実信用の原則に反することを無効理由としての具体的適用
25. 意匠の保護範囲が明確であるかどうかの認定
26. 意匠の保護範囲を確定する際の参考図の役割

27. 図面の誤記が意匠の保護範囲の明確性判断に与える影響
28. 使用シーンの秘匿性が従来デザインの認定に与える影響
29. 対比意匠による公開情報の認定
30. 意匠対比時の寸法の絶対値及び相対的な比率関係の考慮
31. 製品全体の外観が完全には開示されていない従来デザインの特徴を組み合わせて用いることができるか否かの認定
32. 意匠の組み合わせ示唆判断の要否
33. 意匠の商標的使用の判断；意匠権者による自己の登録商標の使用の認定；行政訴訟における知名度に関する新たな証拠の許容
34. 意匠権と他人の先行商標権との抵触の判断
35. 補強証拠の認定
36. 国防特許出願の手続き上の誤りを主張する場合の事件受理
37. PCT 国際出願の受理官庁が出願日の補正書類を受理しなかった場合の取扱い
38. 無効審判事件における利害関係人の判断

#### **【専利権帰属・侵害にかかる案件】**

39. 「偽従属」が存在する場合のクレームの解釈；商業的識別標識に基づく製造者の認定
40. 微生物特許の菌株寄託情報と明細書記載情報が異なる場合の保護範囲の確定
41. ソフトウェアとハードウェアを一括して販売する場合の被疑侵害技術方案の認定
42. 景品提供行為の性質の認定
43. 中核的部品の提供が製造行為を構成する場合の認定
44. 併用される専用部品を提供する行為の認定
45. 特許製品の再ラベリング販売行為の認定；特許技術方案の実施専用品の販売と黙示的許諾
46. 方法特許の侵害認定
47. 特許付与・権利確定手続において認定された区別技術的特徴の侵害事件における均等判断
48. 数値範囲で限定された技術的特徴の均等認定
49. 論理回路クレームの解釈；電気分野における均等技術的特徴の認定
50. 標準必須特許の侵害対比判断
51. OEM 加工における共同製造者の認定及び責任負担
52. 農薬登録においての農薬特許の実施の性質の認定
53. 科学研究実験の例外の適用；特許無効と悪意訴訟との関係
54. 先行技術ライセンスの有効期間満了後は先使用権の抗弁を主張できない
55. 誠実信用の原則に反して特許を標準規格に組み込む行為は法的保護を受けない
56. 特許侵害事件における金型廃棄の訴訟請求の審査
57. 特許侵害損害賠償の算定方式の選択

- 58.反復侵害に対する懲罰的損害賠償
- 59.技術方案の変更と反復侵害の認定；前件事件の判決賠償額と反復侵害による懲罰的損害賠償の算定基礎の認定
- 60.名義を変えて特許侵害を継続した場合における懲罰的損害賠償の適用
- 61.特許権の効力と関連する権利帰属紛争の審理との関係
- 62.多重労働関係下での職務発明の権利帰属の判断
- 63.技術の源泉関係を理由に特許権の帰属を主張する場合の取扱い
- 64.特許権の帰属を主張する請求権の基礎；他人の技術秘密を利用して特許出願を行った後に正当な理由なく取り下げた場合の損害賠償責任
- 65.上級管理職が職務上の便宜を利用して悪意で会社の知的財産を譲渡した場合の責任認定
- 66.発明者が刑事罰に処せられたことは、法令に基づく奨励金・報酬を受ける権利に当然には影響しない
- 67.捏造された特許に係る権利帰属紛争の取扱い
- 68.特許文献に記載された発明者の変更時における発明者の認定
- 69.明細書の図面の著作権帰属が特許権の帰属に与える影響；虚偽訴訟に係る特許権帰属事件における合理的支出の取扱い
- 70.虚偽訴訟の行為者に対する取扱い
- 71.発明者の創造的貢献の立証責任と判断
- 72.先行の知財事件の審理状況が、悪意による知財訴訟の提起に係る損害賠償責任紛争に与える影響
- 73.原特許権者が特許譲渡後に無効審判請求を提起する行為の性質の認定
- 74.悪意による知財訴訟の提起及び損害賠償の認定
- 75.不起訴の約束と事件処理；法定賠償の単純適用を回避すること
- 76.財産保全の名目で実質的に他人の行為を阻止する保全は、行為保全に該当する
- 77.非新製品の製造方法特許侵害における立証責任の転換
- 78.特許保護期間満了後に証拠収集された製品を侵害対比証拠として採用できるか否か
- 79.非侵害確認紛争における侵害警告者の否認
- 80.特許侵害行政裁定が下された後に特許権が無効宣告された場合の取扱い
- 81.製品製造者、上流販売者と特許侵害行政裁定との間に利害関係があるか否かの認定

最高人民法院知識産権法廷裁判要旨（2025年）全文は、最高人民法院の公式サイトにて確認可能

<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/498161.html>（中国語）

[https://mp.weixin.qq.com/s?\\_biz=MzUzNjk5MDczOQ==&mid=2247521105&idx=1&sn=2dc9811244d9fdbaba853ff7edaef13f&chksm=fbd43c836df201247ebaf39d5d7db7847ed6ae49ce3241147ab6dc92c10883d8889f6dea1076&scene=27](https://mp.weixin.qq.com/s?_biz=MzUzNjk5MDczOQ==&mid=2247521105&idx=1&sn=2dc9811244d9fdbaba853ff7edaef13f&chksm=fbd43c836df201247ebaf39d5d7db7847ed6ae49ce3241147ab6dc92c10883d8889f6dea1076&scene=27)（英語）

## 懲罰的賠償の適用に関する解釈の発表

最高人民法院による知的財産権侵害民事紛争事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈（法釈〔2026〕7号）は、2026年4月7日付けの最高人民法院審判委員会の第1972回会議にて可決され、2026年5月1日から施行される。

最新の解釈は、「故意」及び「情状が深刻である」と認定される状況をさらに細分化し、基数の算定方法をさらに明確し、倍数の確定方法を改善した。詳細は以下の通りであり、赤字は法釈〔2021〕4号からの変更となる。

最高人民法院による知的財産権侵害民事紛争事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈  
（法釈〔2026〕7号）

知的財産権の重大な侵害行為を法に基づき厳正に処罰し、知的財産権に係る懲罰的損害賠償制度を厳格に実施するために、「中華人民共和国民法典」「中華人民共和国著作権法」「中華人民共和国商標法」「中華人民共和国専利法」「中華人民共和国反不正競争法」「中華人民共和国種子法」「中華人民共和国民事訴訟法」等の関連法律の規定に基づき、裁判実務を踏まえて、本解釈を制定する。

第一条 原告がその法により享有する知的財産権を、被告が故意に侵害しており、かつ、情状が深刻であると主張し、被告に懲罰的賠償責任の負担を命じる判決を請求した場合、人民法院は、法により、これを審理審査→処理しなければならない。本解釈にいう故意は、~~商標法第六十三条第一項及び反不正競争法第十七条第三項に規定する悪意を含む。~~

第二条 原告は、懲罰的賠償を請求する場合において、~~訴訟提起時に賠償額、算定方法及び根拠となる事実と理由を明確にしなければならない。~~

第三条 原告が一審の法廷弁論の終結前に懲罰的賠償の請求を追加した場合、人民法院はこれを許可しなければならない。二審において懲罰的賠償の請求を追加した場合、人民法院は当事者の自由意思の原則に基づいて調停することができる。調停が成立しない場合は、~~これを支持しない別件訴訟を提起するよう当事者に告知する。~~

第四条 知的財産権侵害訴訟において原告が損害賠償を請求したものの懲罰的賠償を請求せず、人民法院から釈明を受けてもなお請求せず、訴訟終結後に同一の侵害事実に基づき別途訴訟を提起して懲罰的賠償を請求した場合、人民法院はこれを受理しない。

第五条 原告が、被告の故意による営業秘密侵害以外の不正競争行為に対して懲罰的賠償を請求する場合、人民法院はこれを支持しない。ただし、法令に別段の規定がある場合はこの限りではない。

第六条 知的財産権侵害の故意の認定について、人民法院は**侵害された**知的財産権の客体の種類、権利状態及び**関連製品**の知名度、被告と原告又は利害関係者との間の関係等の要素を総合的に考慮しなければならない。

被告に次の各号に掲げる事由に該当する場合、人民法院は、被告が知的財産権を侵害する故意を有するものと**初步的に認定**することができる。ただし、当事者がこれに反する十分な証拠をもって反論した場合はこの限りではない。

(一) 被告が原告又は利害関係者からの**有効な通知**、**警告**を受けたにもかかわらず、権利侵害行為を引き続き実施した場合；

(二) 被告又はその法定代表者、管理者が原告又は利害関係者の法定代表者、管理者、実際の支配者であり、**侵害された知的財産権を知っていたか又は知り得べきであった場合**；

(三) 被告が原告又は利害関係者と労働、労務、協力、許諾、販売、代理、代表等の関係を有し、かつ**前述の関係に基づき**侵害された知的財産権に接触したことがある場合；

(四) 被告が原告又は利害関係者と業務上のやり取りがあるか又は契約の締結等のために交渉したことがあり、かつ**前述の関係に基づき**侵害された知的財産権に接触したことがある場合；

(五) 被告が海賊版、登録商標詐称行為、**他人特許権詐称行為**を実施した場合；

(六) 原告と和解を成立させ、**侵害行為を停止することに同意した後、再度同一又は類似の侵害行為を実施する場合**；

(七) 関連会社を設立し、法定代表者又は支配株主を変更し、匿名の会社を設立するなどの方法で実質的な支配関係を隠蔽し、又は**免責契約を締結することにより、係争中の知的財産権を侵害する法的責任を回避する場合**；

(八) その他故意と認定できる場合。

第七条 知的財産権侵害の情状が深刻であることの認定について、人民法院は権利侵害の手段、回数、権利侵害行為の継続期間、地理的範囲、規模、結果、**侵害者によるその侵害行為に対する認識、基本的態度訴訟における権利侵害者の行為**等の要素を総合的に考慮しなければならない。

被告が次の各号に掲げる事由の**いずれか一つ**に該当する場合は、人民法院は情状が深刻であると認定しなければならない**ことができる**。

(一) 権利侵害により行政処罰を受けたか、又は法院により**法的責任を負う旨の判決**を受けた後に、同一又は類似の権利侵害行為を再び実施した場合；

(二) **正当な理由なく**保全裁定の履行を拒否した場合；

- (三) 権利侵害に係る証拠を偽造、毀損又は隠蔽した場合；
- (四) 侵害行為を主たる事業とする又は侵害による利益を主たる利益の源泉とするなどの知的財産権侵害を業としている場合；
- (五) 侵害による利益が巨額である又は侵害行為によって権利者のビジネス上の信用、市場シェア等が著しく損なわれた場合権利侵害により獲得した利益又は権利者の被った損害が大きい場合；
- (六) 権利侵害行為が国家の利益安全、社会の公共利益又は人身の健康を危害する又は危害する恐れがある場合；
- (七) その他情状が深刻であると認定できる場合。

第八条 人民法院は懲罰的賠償額を確定するにあたって、それぞれ関連法律に基づき、原告の実際の損害額、被告の違法所得額又は権利侵害により獲得した利益を算定基数としなければならない。当該算定基数には、権利侵害を制止するために支払った合理的な支出を含まない。法律に別途の規定がある場合は、その規定に従う。

~~前項にいう実際の損害額、違法所得額、権利侵害により獲得した利益の算定がいずれも困難である場合、人民法院は法により当該権利の使用許諾料の倍数を参照して合理的に懲罰的賠償の算定基数を確定する確定するとともに、これを懲罰的賠償額の算定基数とする。~~

法定賠償額を懲罰的賠償の算定基礎とすることはできない。

第九条 被告の違法所得又は侵害による利益を懲罰的賠償の算定基数とする場合、営業利益を参照して確定することができる。被告が知的財産権侵害を業としている場合、売上利益を参照して算定することができる。利益率を確定できない場合、統計部門、業界団体等が公表した同期間・同業種の平均利益率又は権利者の利益率を参照して算定することができる。

第十条 人民法院が法により、被告に対してその把握している権利侵害に関連する帳簿、資料の提出を命じ、被告が正当な理由なくその提供を拒否したか又は虚偽の帳簿、資料を提出した場合、人民法院は原告の主張及び証拠を根拠参考にして懲罰的賠償額の算定基数を確定することができる。民事訴訟法第百十四条に規定する事由にあたる場合には、法により法的責任を追及することができる。法律に別途の規定がある場合は、その規定に従う。

第十一条 人民法院は法により懲罰的賠償の倍数を確定するにあたって、被告の主観的過失の程度、権利侵害行為の情状の深刻さ等の要素を総合的に考慮しなければならない。懲罰的賠償の倍数は法定の範囲内で定められ、整数でなくてもよいである。

第十二条 人民法院が懲罰的賠償を適用して確定する賠償額の総額は、算定基数の5倍を上限とする。権利者が権利侵害を制止するために支払った合理的な支出は、当該総額のほかに別途算定する。

第十三条 同一の権利侵害行為により既に行政過料又は刑事罰金が科されかつ執行が完了した場合、人民法院が懲罰的賠償の倍数を確定する際にこれを考慮しなければならない。被告が懲罰的賠償の責任の減免を主張した場合、人民法院はこれを支持しない。ただし、前項にいう倍数を確定する際に総合的に考慮することができる。

第十四条 本解釈は2026年5月1日より施行する。

本解釈の施行後は、「最高人民法院による知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈」（法釈〔2021〕4号）は同時に廃止する。

本解釈の施行前にすでに効力の生じた裁判が確定した事件については、本解釈の施行後に当事者が再審を申し立て、または審判監督手続により再審が決定された場合には、本解釈が適用されない。

本解釈全文（中国語）は、最高人民法院の公式サイトにて確認可能

<https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/497911.html>

## Topic-4

### 国家知識産権局（CNIPA）からの公表

2026年3月5日、CNIPAが「知的財産情報の分析利用ガイド」を公表した。本ガイドでは、知的財産情報の入手ルート、特許や商標などの情報の分析方法、プロセスの規範、ならびに分析ツールなどを包括的に紹介した。

下記より全文ダウンロード可能である。

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/3/5/art\\_75\\_205041.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/3/5/art_75_205041.html)（中国語）

2026年3月14日、CNIPAが「標準に係る特許出願の手引」を公表した。国内外の出願人が出願書類を作成する際の参考になるかと思う。

下記より全文ダウンロード可能である。

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/3/14/art\\_66\\_205332.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/3/14/art_66_205332.html)（中国語）